

# 授 業

## 授業時間

法科大学院の授業は年間を通じ、7時制限となっており、各時限の開始・終了時刻は次のとおりです。

時 限	講 義
第1時限	9 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0
第2時限	1 0 : 4 0 ~ 1 2 : 1 0
第3時限	1 3 : 1 0 ~ 1 4 : 4 0
第4時限	1 4 : 5 0 ~ 1 6 : 2 0
第5時限	1 6 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0
第6時限	1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0
第7時限	2 0 : 1 0 ~ 2 1 : 4 0

## 教室

授業が行われる教室については、掲示板の時間割表を参照してください。また、教室が変更される場合がありますので、授業開始前に必ず掲示板を確認するようにしてください。

なお、時間割表では次のように略記号で表示されています。

(例) 西-102…西1号館102教室

2-411…大学2号館演習室411

7-302…大学7号館3階302実習室

\*建物と教室の配置については学生生活ガイドブックを参照。

\*授業の教室については授業期間前に掲示予定。

## 休講

授業担当者がやむを得ない事由により講義を休む場合は、掲示板に掲示します。万一連絡がなく、授業開始時間より30分経過した場合は、西1号館事務室に連絡の上、指示を受けてください。

また、前日までに連絡のあった休講については、ホームページまたは携帯情報端末から情報を得ることができます。

<URL> <http://www.seikei.ac.jp/university/gakumu/k/kyukou> を直接  
入力するか、QRコードを読み取ってください。 《休講情報QRコード》



このホームページでは、台風、地震、大雪などの天災、事故その他緊急  
事態による一斉休講のお知らせも掲載しますので、利用してください。

## 補講

補講期間の日程については学年暦を参照してください。補講科目とその  
実施日時と時間割は、前期は7月上旬、後期は12月上旬にそれぞれ、掲示  
板に掲示します。なお、科目により、補講期間以外においても実施される場  
合があります。

## 授業の欠席について

大学では、次項に定める感染症により登校停止となった場合以外に、公に  
認められる欠席はありません。

ケガ・病気・忌引で授業を欠席したときは、次回の授業時に直接担当教員  
に連絡してください。ただし、これらの取扱いは担当教員の判断に任され  
ています。

◎1週間以上欠席する場合（次項の理由を除く）は、教務部で相談して  
ください。 → 長期欠席「学籍」の項を参照してください。

## インフルエンザ、はしかなどに感染した場合について

次に定める感染症にかかった場合は、出校を停止しますので、速やかに大  
学保健室に連絡し、指示を受けてください。

健康支援センター・大学保健室 0422-37-3518

### 対象の感染症

インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、  
風疹、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜炎、結核

以上の学校保健安全法施行規則に定める第2種感染症のほか、ノロウイルス感  
染による胃腸炎など第3種感染症、第1種感染症

### 欠席した授業の 扱い

対象感染症にかかり授業を欠席した場合については、所定の手続きをとるこ  
とで出席扱いになります。

- ① 登校できる状態になったら、医療機関が発行した「感染症登校許可書」(\*本学所定の様式)を持って大学保健室へ報告する。  
\*健康支援センターのホームページからダウンロードできます。  
<http://www.seikei.ac.jp/university/kanssentoukoukyokasyo.pdf>
- ② 大学保健室で「学校保健安全法で定める「学校において予防すべき感染症」の学内感染拡大防止に伴う登校停止期間中の出席の取扱いについて」の交付を受ける。
- ③ 欠席した授業の担当者に、大学保健室で交付された文書を見せて欠席の理由を説明する。

### 欠席した学期末 試験の扱い

受験が不可能であったことを証明する書類として、「感染症登校許可書」を添付することができます。手続きの詳細は、学期末試験「追試験」の項を参照してください。

## サテライト・オフィスの使用について

一部の科目においてはサテライト・オフィスでの授業視聴が可能ですが、本学の授業はあくまで西1号館において開講されるものを基本とします。西1号館における授業とサテライト・オフィスにおける授業は完全に同一のものとは言えません。詳細については4月2日のガイダンスで説明をします。「サテライト・オフィス使用要領」(P.67)を参照の上、必ずガイダンスに出席してください。

## 天災(台風、地震、大雪等)、事故、ストライキなどによる交通機関運行停止の場合の授業措置

天災、事故、ストライキ等により交通機関の一部が不通となっても、大学は可能な限り授業を実施します。ただし、首都圏のJRのうち中央線(東京～高尾間)・山手線の全線がともに不通となった場合に限り、次の休講措置を講じます。

J R 中央線(東京～高尾間)・ J R 山手線の運行状況	授業の取扱い
午前7時現在不通の場合	第1時限及び第2時限の授業を休講とする
午前10時現在不通の場合	第3時限から第5時限までの授業を休講とする
午後3時現在不通の場合	第6時限及び第7時限の授業を休講とする

※ 休講の決定は、掲示のほか、成蹊大学ホームページや休講の項に記載の休講情報専用サイトでお知らせします。なお、他の理由により一斉休講措置をとる場合についても同様にお知らせします。

## 大規模地震の警戒宣言が発令された場合の授業措置

大規模な地震の発生が予想され、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域判定会の招集が確認された場合には、直ちに授業を中止し、以降の授業を休講とします。

- (1) 在宅中および通学途中の学生は、登校を中止してください。
- (2) 構内にいる学生は、大学の連絡・指示に従ってください。

なお、翌日以降の授業の取扱いは、次のとおりです。

大規模地震の警戒宣言の解除時刻	授業の取扱い
午後6時までに警戒宣言が出されなかった場合、または、警戒宣言が解除された場合	翌日から平常どおり授業を行う
午後6時現在において警戒宣言が解除されていない場合	翌日の授業を休講とする

※ 休講の決定は、掲示のほか、成蹊大学ホームページや休講の項に記載の休講情報専用サイトでお知らせします。なお、他の理由により一斉休講措置をとる場合についても同様にお知らせします。

\* 地震災害対策強化地域判定会：大規模地震対策特別措置法第3条1項に規定する地震対策強化地域に係わる大規模な地震の発生のおそれに関する判定を行うために、気象庁長官の要請によって招集される判定会をいいます。